

定期に自主検査を必要とする機械等一覧表

定期自主検査を行うべき機械等 (安衛法45条) (記録は3年間保存)	検 査 を 行 う 時 期			
	作業開始時 (使用開始時)	月 1 回	年 1 回	そ の 他
1 ボ イ ラ ー		ボ則32		(性) 1年に1回
2 第 一 種 圧 力 容 器		ボ則67		(性) 1年に1回
3 クレーン (0.5 t 以上)	ク則36	ク則35	ク則34	(性) (3 t 以上) 2年に1回
4 移動式クレーン (0.5 t 以上)	ク則78	ク則77	ク則76	(性) (3 t 以上) 2年に1回
5 デリック (0.5 t 以上)	ク則121	ク則120	ク則119	(性) (2 t 以上) 2年に1回
6 エレベーター (0.25 t 以上)		ク則155	ク則154	(性) (1 t 以上) 1年に1回
7 建設用リフト (高さ10m以上)	ク則193	ク則192		
8 ゴ ン ド ラ	ゴ則22	ゴ則21		(性) 1年に1回
9 第 二 種 圧 力 容 器			ボ則88	
10 動 力 プ レ ス 機 械	安規136		安規134の3	(特) 安規135の3
11 フ ォ ー ク リ フ ト	安規151の25	安規151の22	安規151の21	(特) 安規151の24
12 車 両 系 建 設 機 械	安規170	安規168	安規167	(特) 安規169の2
13 小 型 ボ イ ラ ー			ボ則94	
14 小 型 圧 力 容 器			ボ則94	
15 簡易リフト (0.25 t 以上)	ク則210	ク則209	ク則208	
16 動 力 シ ャ ー	安規136		安規135	
17 動 力 遠 心 機 械			安規141	
18 化 学 設 備 等	安規277		(2年に1回) 安規276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安規317	
20 乾 燥 設 備			安規299	
21 局 所 排 気 装 置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20 鉛則35 特化則30 粉じん則17 石綿則22	制御風速に留意
22 プッシュプル型換気装置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20の2 鉛則35 粉じん則 17 特化則30 石綿則22	
23 特 定 化 学 設 備 等	特化則34		(2年に1回) 特化則31	
24 ショベルローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
25 フォークローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
26 ストラドルキャリアー	安規151の41	安規151の39	安規151の38	
27 ガンマ線照射装置 (透過撮影)	電離則18の8	電離則18の5	(6月に1回) 電離則18の6	
28 不 整 地 運 搬 車	安規151の57	安規151の54	(2年に1回) 安規151の56	(特) 安規151の56
29 高 所 作 業 車	安規194の27	安規194の24	安規194の23	(特) 安規194の26
30 車 両 系 木 材 伐 出 機 械	安規151の110	(注) 安規151の109	(注) 安規151の108	(注) 安規151の108, 151の 109は努力義務

(注) ① 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

② (性) は性能検査を表す。

③ (特) は特定自主検査を表す。

④ 「30 車両系木材伐出機械」 は平成26年6月1日から適用